

議案第 4 1 号	平成 2 8 年度農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価について																																																									
農業振興課	平成 2 8 年度における農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、三田市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。																																																									
内 容	【関係法令】 農業災害補償法第 87 条、三田市農業共済条例第 5 条																																																									
	<p>【農業災害補償法】</p> <p>第 87 条 <u>組合等は、共済規程等の定めるところにより、第 14 条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。</u></p> <p>② 前項の規定による賦課金の賦課については、政令の定めるところによる。</p> <p>【三田市農業共済条例】</p> <p>(事務費の賦課)</p> <p>第 5 条 市は、毎会計年度市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第 14 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。</p> <p>2 <u>前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。</u></p> <p>(1) 水稻共済割</p> <p>(2) 麦共済割</p> <p>(3) 家畜共済割</p> <p>(4) 畑作物共済割</p> <p>(5) 園芸施設共済割</p>																																																									
	【賦課総額】 7,430,000 円																																																									
【賦課単価】																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>引受予定共済金額 (千円)</th> <th>賦課単価 (共済金額の)</th> <th>賦課金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">水稻共済割</td> <td>782,546</td> <td>1000 分の 2</td> <td>1,566</td> </tr> <tr> <td colspan="2">麦共済割</td> <td>8,002</td> <td>1000 分の 5</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家畜共済割</td> <td>乳牛</td> <td>130,700</td> <td>1000 分の 8</td> <td>1,045</td> </tr> <tr> <td>肉用牛</td> <td>643,750</td> <td>1000 分の 7</td> <td>4,506</td> </tr> <tr> <td colspan="2">畑作物共済割</td> <td>2,650</td> <td>1000 分の 5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">園芸施設共済割</td> <td>ガラス室Ⅰ類</td> <td>1,000</td> <td>1000 分の 1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ガラス室Ⅱ類</td> <td>70,000</td> <td>1000 分の 1</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>プラスチックハウスⅡ類</td> <td>41,000</td> <td>1000 分の 2</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>プラスチックハウスⅣ類</td> <td>17,000</td> <td>1000 分の 2</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>プラスチックハウスⅤ類</td> <td>72,000</td> <td>1000 分の 1</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>1,768,648</td> <td></td> <td>7,430</td> </tr> </tbody> </table>				区分		引受予定共済金額 (千円)	賦課単価 (共済金額の)	賦課金額 (千円)	水稻共済割		782,546	1000 分の 2	1,566	麦共済割		8,002	1000 分の 5	41	家畜共済割	乳牛	130,700	1000 分の 8	1,045	肉用牛	643,750	1000 分の 7	4,506	畑作物共済割		2,650	1000 分の 5	13	園芸施設共済割	ガラス室Ⅰ類	1,000	1000 分の 1	1	ガラス室Ⅱ類	70,000	1000 分の 1	70	プラスチックハウスⅡ類	41,000	1000 分の 2	82	プラスチックハウスⅣ類	17,000	1000 分の 2	34	プラスチックハウスⅤ類	72,000	1000 分の 1	72	合計		1,768,648		7,430
区分		引受予定共済金額 (千円)	賦課単価 (共済金額の)	賦課金額 (千円)																																																						
水稻共済割		782,546	1000 分の 2	1,566																																																						
麦共済割		8,002	1000 分の 5	41																																																						
家畜共済割	乳牛	130,700	1000 分の 8	1,045																																																						
	肉用牛	643,750	1000 分の 7	4,506																																																						
畑作物共済割		2,650	1000 分の 5	13																																																						
園芸施設共済割	ガラス室Ⅰ類	1,000	1000 分の 1	1																																																						
	ガラス室Ⅱ類	70,000	1000 分の 1	70																																																						
	プラスチックハウスⅡ類	41,000	1000 分の 2	82																																																						
	プラスチックハウスⅣ類	17,000	1000 分の 2	34																																																						
	プラスチックハウスⅤ類	72,000	1000 分の 1	72																																																						
合計		1,768,648		7,430																																																						